

介護支援専門員の業務範囲についての一考察

梅谷進康

A Study of Range of Practice for Care Managers

Nobuyasu UMETANI

SUMMARY : Recently, clarification studies about range of practice for care managers have been requested, because care managers have worry about the range. In this paper, the three models of care management—"Minimum model", "Coordination model", and "Inclusive model" – are used as an analytical framework, and in accordance with the law the clarification of range of practice for care managers is tried.

In the law, it is clarified that care managers should practise "Minimum model", but they need not practise "'Coordination model' and 'Inclusive model'" from the analysis result in this paper.

A hypothesis can be made that it is a cause that range of practice for care managers is made indefinite according to some differences between the function of care management in some textbooks and that of care management in the law.

Key words : care managers, textbooks, the 38th of the Ministry of Health and Welfare's ordinance, the three models of care management

介護支援専門員, テキスト, 厚生省令第38号, ケアマネジメントの三つのモデル

1. 研究の目的

表1は、株式会社三菱総合研究所が平成15年に行った「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査研究」のなかで、「業務遂行に関する悩み」(介護支援専門員が回答者)についての調査結果¹⁾をもとに作成したものである。

この表によれば介護支援専門員の業務遂行上の悩みとして「ケアマネ(ケアマネジャーもしくは介護支援専門員)の業務範囲が明確でない」が二番目に多い割合で、回答者のうち31.7%がその悩みを抱えていることがわかる。また、これと関連した質的なデータとしては、兵庫県介護支援専門員協会が2002年に行った『介護支援専門員の実態と実践に関する調査報告書』があり、「ケアマネジメント実践に対するあなたのご

意見、感想を自由にご記入してください²⁾」という質問に対して、介護支援専門員はどこまでのケアマネジメントをすべきなのかわからない³⁾、「ケアマネジメントは介護サービスの調整のみならず、利用者のプライベート部分に関わらざるを得ない場合が多く、『どこまで関わるのか...』を明確にすることが難しい...(以下省略⁴⁾)」と回答しているものがある。これらの結果から介護支援専門員の業務範囲の明確化作業が必要であると考えられ、そのことによって介護支援専門員の悩みを軽減することができると思われる。これが本研究を行う意義であり、筆者の研究の動機となっている。本稿の目的は、介護支援専門員の業務範囲の明確化について一つの考察を加えることである。

受付 平成17年5月9日, 受理 平成17年6月15日

近畿福祉大学 〒679 2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966 5

表1 介護支援専門員の業務遂行上の悩み（複数回答）

業務遂行上の悩み	合計 (人)	割合 (%)
困難ケースの対応に手間が取られる	857	44.5
ケアマネの業務範囲が明確でない	610	31.7
業務の責任が重く、抱え込んでしまう	512	26.6
担当利用者数が多い	447	23.2
ケアマネ本来の業務ができていない	439	22.8
利用者本位のサービスがつかぬけない	334	17.3
事業所で困難ケースへの話し合う時間、機会が少ない	310	16.1
他のケアマネの担当利用者の情報共有が不十分	271	14.1
事業所内のミーティングの時間がとりにくい	261	13.5
担当する利用者の地域範囲が広い	225	11.7
その他	93	4.8
無回答	169	8.8
全体	1,927	100.0

『「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」報告書¹⁾』より作成

2. 研究の方法

本稿では、先行研究によってすでに明らかにされているケアマネジメント機能の内容を分析の枠組みとして使用し、介護支援専門員の業務範囲の明確化を試みる。その枠組みによって分析される対象は、「厚生省令第38号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準⁵⁾」のなかで、具体的に「介護支援サービス（介護保険制度におけるケアマネジメント⁶⁾」の内容について規定している「第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）」における介護支援専門員の業務内容である。よって、本稿における介護支援専門員の業務の明確化作業は、既存のケアマネジメント機能についての分類に則した、そして、法令に準拠したものという限定付きとなる。

1) 分析における理論的枠組み

白澤は、ロス(H. Ross)の『Proceedings of the Conference on the Evaluation of Case Management Programs』(1980)を修正して、ケアマネジメントを機能別に分類した表⁷⁾を作成している。表2がそれである。

そして白澤は、表2の「最小限モデル」「コーディ

表2 ケアマネジメント・プログラムの3つのモデル

最小限モデル	コーディネーション・モデル	包括的モデル
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・クライアント・アセスメント ・ケアプラン ・サービス提供者への送致 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・クライアント・アセスメント ・ケアプラン ・サービス提供者への送致 ・クライアントのためのアドボカシー ・直接ケースワーク ・自然支援システムの開発 ・再アセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・クライアント・アセスメント ・ケアプラン ・サービス提供者への送致 ・クライアントのためのアドボカシー ・直接ケースワーク ・自然支援システムの開発 ・再アセスメント ・資源開発のためのアドボカシー ・サービス品質の監視 ・市民教育 ・危機介入

白澤：「ケアマネジメントの概要」⁷⁾より引用

ネーション・モデル」「包括的モデル」と全米ソーシャルワーカー協会によるソーシャルワーク実践の内容の分類との対応関係を提示している⁸⁾。表3は、それをもとに作成したものである。白澤に従えば「最小限モデル」は、ソーシャルワーク実践の内容の分類番号のみの機能、「コーディネーション・モデル」は、「最小限モデル」にソーシャルワーク実践の内容の分類番号を加えた機能、「包括的モデル」は、「コーディネーション・モデル」にソーシャルワーク実践の内容の分類番号を加えた機能となる。そして、ソーシャルワーク実践の内容の分類のとは利用者を取り巻く社会環境の変化（「社会の変化」）は利用者自身の変化（「個人の変化」）は個人と社会環境の関係の変化（「関係の変化」）を意味することとなる。

以上のことから、「最小限モデル」は「関係の変化」を、「コーディネーション・モデル」および「包括的モデル」は、「個人の変化」「社会の変化」「関係の変化」を機能としている¹⁰⁾こととなる。

本稿では、上記の対応関係に従い、ケアマネジメントの機能の分類、つまり、「関係の変化」と「個人の変化」「社会の変化」「関係の変化」（これに対応したケアマネジメントの機能別のモデルは、「最小限モデル」と「包括的モデル」「コーディネーション・モデル」）の二つに分類したものを分析の理論的枠組みと

表3 ケアマネジメント機能とソーシャルワーク実践の
対応関係図

白澤政和によるケアマネジメントの機能別の分類 ⁸⁾	全米ソーシャルワーカー協会によるソーシャルワーク実践の内容の分類 ⁹⁾
包括的モデル	社会政策を発展させ改善する
コーディネーション・モデル	人々の問題解決能力、対処能力、発達能力を強化する制度の効果的かつ人道的な運営を促進する
最小限モデル	人々と資源、サービスおよび機会を提供する制度を結びつける

して使用する。

2) 対象

本稿では、介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項第1号および第81条第1項ならびに第81条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関して定められた基準である「厚生省令第38号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」のなかで、具体的に介護支援サービス（ケアマネジメント）の内容について規定している「第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）」における介護支援専門員の業務内容を対象とする。

3) 方法

本稿では、法令におけるケアマネジメントの機能を明らかにするために、まず、上記の基準の第13条の第1項から第21項に記述されているケアマネジメントの業務内容についての文言を分類、整理し、捉えやすくする。その方法としては、KJ法における「グループ編成¹¹⁾」の手法を活用する。これは文言同士のあいだで、内容が近いものを集め、小グループをまず編成し、そして、同じ手続きで小グループを集めて中グループを編成、同様に中グループを集めて大グループを編成する手法である。そして、いくつかの大グループとしてまとまったところで、「天降り式コーディング¹²⁾」により分析を行う。天降り式コーディングとは、「あらかじめ用意されているリストの中のコードを対象にあてはめていく¹²⁾」コーディングの方法であり、任意のある一定の規則に従っているいろいろな対象に記号などをつける作業によって行われる¹²⁾。本稿においては、上記の「関係の変化」（モデル名は「最小限モデル」）および「個人の変化」「社会の変化」「関係の変化」（モデル名は「コーディネーション・モデル」「包括的モデル」）をあらかじめ用意するコードと

し、そのコードを「グループ編成」によってまとまったケアマネジメントの業務内容についてのいくつかの大グループにあてはめていく。

3. 結果

表4は、「厚生省令第38号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「第13条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）」の第1項から第21項についてKJ法を活用し、「一行見出し¹¹⁾」とその通し番号をつけたものである。

図1は、アイディアツリー¹³⁾を使用し、表4のそれぞれの「一行見出し」についての「グループ編成」を、「ツリー構造¹⁴⁾」としてあらわしたものである。図1に向かって一番右側に並ぶ数字が「一行見出し」の通し番号である。そして、その右側から左側になるにしたがってグループの規模が大きくなるようにした。その結果としてまとまったグループの名称が、「利用者・家族への指定居宅介護支援の説明」、「利用者・家族への指定居宅サービス事業者等の情報提供」、「利用者のアセスメント」、「居宅サービス計画（原案を含む）の作成、留意点、交付、変更」、「利用者・家族、指定居宅サービス事業者等へのモニタリング」、「指定居宅サービス事業者等との連絡調整」、「利用者の介護保険施設への紹介」である。これらのグループから利用者とサービスを提供する社会資源を結びつけること、そして、それが指定居宅介護支援の役割であることの説明を利用者・家族へすることが指定居宅介護支援の主な機能であることがわかる。つまり、上記のモデルでいうと「関係の変化」を機能とする「最小限モデル」があてはまる¹⁵⁾。

本稿の分析から法令上における介護支援専門員の業務内容としてのケアマネジメントについては、「関係の変化」を機能とする「最小限モデル」のケアマネジメントを行う義務があり、「個人の変化」「社会の変化」についてのケアマネジメントを行う義務はないことがわかった。

4. 考察

以上から法令上におけるわが国のケアマネジメントの捉え方は、「関係の変化」を機能とする「最小限モデル」であることがわかった。それでは、わが国における福祉従事者関連の教科書のなかでは、それをどのように捉えているのであろうか。そのことについて最後にふれることにする。それらのなかには、ケアマネジメントの機能を前述のように捉えていると思われるものはある¹⁶⁾。しかし、そのように捉えていない書

表4 「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」の「一行見出し」

第13条の項	「一行見出し」	「一行見出し」 通し番号
第1項	居宅サービス計画の作成	1
第2項	利用者・家族への指定居宅介護支援の提供方法等の理解しやすい説明	2
第3項	継続的・計画的な指定居宅サービス等の利用のための居宅サービス計画の作成	3
第4項	介護給付等対象サービス以外のサービスを居宅サービス計画上に位置付ける努力	4
第5項	利用者による選択のための指定居宅サービス事業者等に関する情報の利用者・家族への提供	5
第6項	利用者の解決すべき課題を把握しての居宅サービス計画の作成	6
第7項	利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接しての利用者の解決すべき課題の把握	7
第8項	解決すべき課題に対応するサービスの組み合わせが検討された居宅サービス計画の原案の作成	8
第9項	居宅サービス計画の原案の内容について担当者から意見を求めること（サービス担当者会議担当者に対する照会等）	9
第10項	居宅サービス計画の原案の内容についての利用者・家族に対する説明	10
	居宅サービス計画の原案の内容についての文書による利用者への同意	11
第11項	作成した居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付	12
第12項	居宅サービス計画作成後の計画の実施状況の把握	13
	居宅サービス計画作成後の必要に応じた計画の変更	14
	居宅サービス計画作成後の指定居宅サービス事業者等との連絡調整等の実施	15
第13項	利用者・家族、指定居宅サービス事業者等へのモニタリングの実施	16
第14項	居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から意見を求めること（サービス担当者会議、担当者に対する照会等）	17
第15項	居宅サービス計画（変更分）の居宅サービス計画の作成過程への準用	18
第16項	必要時における利用者の介護保険施設への紹介その他の便宜の提供	19
第17項	介護保険施設等から退院・退所しようとする要介護者等への居宅サービス計画の作成等の援助	20
第18項	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合における利用者の同意後の主治医への意見を求めること	21
第19項	医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーション等）に係る主治医等の指示がある場合に限りの居宅サービス計画への位置付け	22
	指定居宅サービス等（医療サービス以外）に係る主治医の留意点を尊重しての居宅サービス計画への位置付け	23
第20項	短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えない居宅サービス計画への位置付け（特に必要と認められる場合を除く）	24
第21項	利用者の被保険者証に認定審査会意見又は居宅サービスの種類についての記載がある場合における利用者へのその趣旨説明	25
	利用者の理解を得た上での利用者の被保険者証に認定審査会意見又は居宅サービスの種類についての記載がある内容に沿っての居宅サービス計画の作成	26

介護支援専門員の業務範囲についての一考察

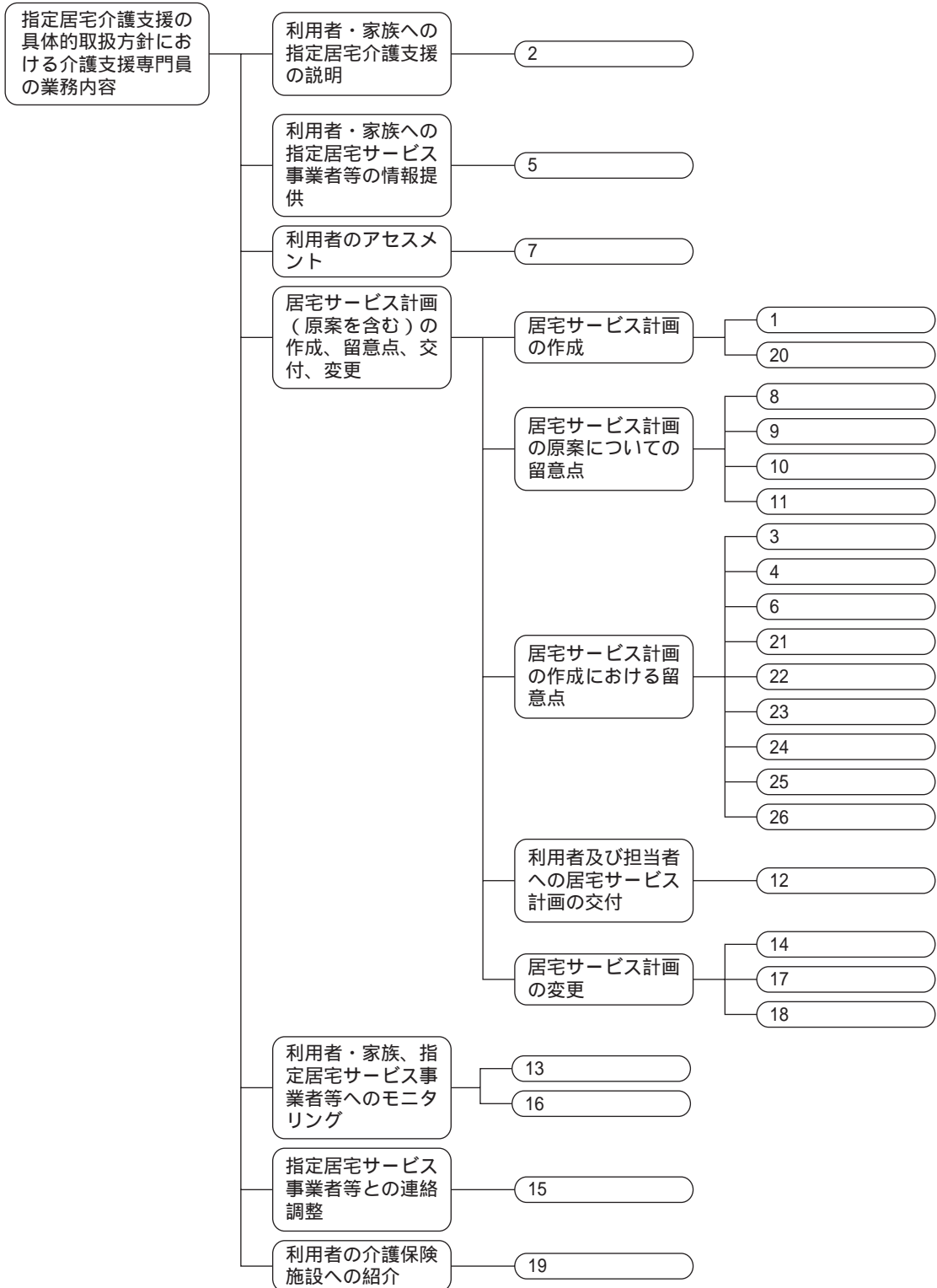


図1 「指定居宅介護支援の具体的な取扱方針」における介護支援専門員の業務内容の「ツリー構造」

籍¹⁷⁾もいくつかある。表5は、後者をまとめたものである。

「書籍名」の列は、それぞれの書籍の名称である。「項目名」の列は、「関係の変化」を機能とする「最小限モデル」以外のケアマネジメントの機能が記述されている箇所の項目の名称である。「内容」の列は、「最小限モデル」以外のケアマネジメントの機能を示

す具体的な記述である。「機能」の列は、「内容」の記述から導き出せるケアマネジメントの機能（「個人の変化」もしくは「社会の変化」）である。表5の一行目に記載されている内容を例として説明をする。『介護支援専門員標準テキスト〔第1巻〕』の「編 介護支援サービス（ケアマネジメント）機能および要介護認定方法論」の「5 介護支援専門員の役割・機能」の「⑥ 社会資源の開発」

表5 「最小限モデル」以外としてケアマネジメントの機能を捉えている書籍の例

書籍名	項目名	内容	機能
『介護支援専門員標準テキスト〔第1巻〕』	「編 介護支援サービス（ケアマネジメント）機能および要介護認定方法論」の「5 介護支援専門員の役割・機能」の「⑥ 社会資源の開発」	「要介護者が必要としているサービスが手に入らない場合、介護支援専門員が行わなければならないことは...（中略）...不足するサービスの開発を促すこと ¹⁸⁾ 」	社会の変化
『介護支援専門員基本テキスト〔第1巻〕』	「編 介護支援サービス（ケアマネジメント）機能論<介護支援分野>」の「4 介護支援専門員の役割・機能」の「⑥ 社会資源の開発」	「要介護者が必要としているサービスが手に入らない場合、介護支援専門員が行わなければならないことは...（中略）...不足するサービスの開発を促すこと ¹⁹⁾ 」	社会の変化
『改定介護支援専門員基本テキスト第1巻/介護保険制度と介護支援』	「第2編 介護保険と介護支援サービス」の「第2章 介護支援サービスと介護支援専門員」の「第4節 介護支援専門員の役割・機能」の「⑥ 社会資源の開発」	「要介護者が必要としているサービスが手に入らない場合、介護支援専門員が行わなければならないことは...（中略）...不足するサービスの開発を促すこと ²⁰⁾ 」	社会の変化
『2003年改訂版 ホームヘルパー養成研修テキスト 級課程〔第3巻〕チームケアとチームワーク』	「第3章 チームケアとチームワーク」の「第1節 ケアマネジメントの方法」の「1 ホームヘルパーとケアマネジメント」の「2 ケアマネジメントの機能」	「ニーズに応えるために新しいサービスや資源を開発することも、ケアマネジメントの機能です ²¹⁾ 」	社会の変化
		「ケアマネジャーはカウンセリング機能に焦点をおいた活動をしませ ²²⁾ 」	個人の変化
『ケアマネジメント講座 第1巻ケアマネジメント概論』	「第4部 ケアマネジメントの機能」の「3 自己開発機能」の「3-1 ケアマネジメントにおける自己開発機能の位置づけ」	「社会開発機能とは、社会資源が修正されたり、新たな社会資源が創設されたり、あるいはケアマネジメントが円滑に利用できる地域社会システムが創設されたりといった内容である ²³⁾ 」	社会の変化
		「要介護者自身の自己開発していく機能がケアマネジメントの一部として展開される...（中略）...自己開発機能（要介護者自身の自己開発していく機能/筆者）とは、要介護者がもっている潜在的な能力等を活用することによって、さまざまな問題に対して自らの力で解決をしていく能力を開発することを意味している ²³⁾ 」	個人の変化
『最新介護福祉全書6巻 ケアマネジメント』	「第4章 ケアマネジメントの機能」の「プログラムとネットワークの開発」の「A プログラム開発者、ネットワーク開発者としての役割」	「ケアマネジャーの関心は、利用者を援助するために活用できるサービス資源や供給システムの開発に向けられる。このレベルにおけるケアマネジャーの主要な役割は、利用者のために新たにサービス資源をつくりだすプログラム開発者としての役割や、地域におけるサービス供給システムを開発するネットワーク開発者としての役割である ²⁴⁾ 」	社会の変化

能」の「**6** 社会資源の開発」に「要介護者が必要としているサービスが手に入らない場合、介護支援専門員が行わなければならないことは... (中略) ...不足するサービスの開発を促すこと」という記述があり、これは、ケアマネジメントの機能でいうと「社会の変化」となる。二行目以下についても一行目と同様の見方である。

以上から法令上、つまり、制度におけるケアマネジメントの位置づけと教科書的ないくつかの書籍におけるケアマネジメントの位置づけには、相違があることがわかった。もちろん、橋本が白澤、竹内との座談会で、「(以上省略) ...介護保険下におけるケアマネジメントというのは、本来のケアマネジメントの典型ではないと思うのです。ですから、私自身は介護保険制度に関連するものは介護支援専門員という名称を使って、ケアマネジャーという名称は使いません。... (以下省略²⁵)」と述べているように、介護保険下におけるケアマネジメントと介護保険以外におけるケアマネジメントは同じでない可能性に留意をする必要がある。同様に、介護保険下における介護支援サービス(橋本の考えにならえば、このように表記するのが適切かと思われる)を行う者は介護支援専門員であり、ケアマネジャーではない可能性についても留意をする必要がある。これらのことを踏まえて、あらためて表5をみた場合、『-2003年改訂版-ホームヘルパー養成研修テキスト 級課程 [第3巻] チームケアとチームワーク』、『ケアマネジメント講座第1巻ケアマネジメント概論』、『最新介護福祉全書6巻ケアマネジメント』においては、ケアマネジメントやケアマネジャーについて述べられており、介護支援サービスや介護支援専門員の機能や役割についての記述ではないと解釈することは可能である。しかし、佐賀県社会福祉協議会介護支援専門員試験事務室がホームページ上で介護支援専門員実務研修受講試験基本テキストとして紹介している²⁶ように、介護支援専門員にとって必要な知識が収録されているといえる『改訂介護支援専門員基本テキスト』の第1巻やその改訂前の『介護支援専門員標準テキスト』の第1巻、そして、その前身である『介護支援専門員基本テキスト』の第1巻のそれぞれでは、介護支援専門員が「社会の変化」についての介護支援サービスを行わなければならないこととされている。このことは、橋本の考えに留意した場合においても、上記の相違は介護保険制度が導入された当初から継続的に存在していることを示している。

このことから一つの仮説として、学問的な世界における介護支援サービス・ケアマネジメントの機能の捉

え方と法令に則った制度の世界における介護支援サービスの機能の捉え方の差異の存在が、介護支援専門員の業務範囲を不明確化する一因になっているとも考えられることも可能ではないだろうか。

また、仮に今後、介護支援専門員の法令上の業務として「個人の変化」「社会の変化」に関することがらが明文化され、追加される場合には、その業務についての介護報酬のあり方について、検討されなければならないであろう。

引用文献及び注

- 1) 株式会社三菱総合研究所社会システム政策研究部：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」報告書．130，2004
- 2) 兵庫県介護支援専門員協会：介護支援専門員の実態と実践に関する調査．77，2002
- 3) 2)に同じ、51頁
- 4) 2)に同じ、56頁
- 5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第47条第1項第1号および第81条第1項ならびに第81条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関して定められた基準である。
- 6) 介護支援専門員基本テキスト編集委員会編：改定介護支援専門員基本テキスト第1巻/介護保険制度と介護支援．長寿社会開発センター，43，2003
- 7) 白澤政和：ケアマネジメントの概要．『新版・社会福祉学習双書』編集委員会，新版・社会福祉学習双書2004《第17巻》ケアマネジメント論，全国社会福祉協議会，39，2004
- 8) 白澤政和：生活支援としてのケアマネジメントの方法．ケアマネジメント学，No.1，26-27，2002
- 9) 全米ソーシャルワーカー協会編，日本ソーシャルワーカー協会訳：ソーシャルワーク実務基準および業務指針．相川書房，30，1997
- 10) 8)に同じ、27頁
- 11) 川喜田二郎：発想法．中公新書，2002
- 12) 佐藤郁哉：フィールドワークの技法 問いを育てる、仮説をきたえる．新曜社，316-317，2002
- 13) 古原伸介作のシェアウェア(<http://www.dicre.com>で入手可能)で、日本で開発されたアイディアプロセッサの一つである。(佐藤、前掲書を参考にした)
- 14) 「コード相互の関係構造」(佐藤、前掲書、327頁)のことである。
- 15) 介護保険法にある居宅介護支援および介護支援専門員の定義からも、このことはうかがえる。以下が

その定義である。

介護支援専門員とは、「要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める者をいう」(介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第79条第2項第2号)。

居宅介護支援とは、「居宅要介護者等が…(中略)…指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス…(中略)…の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画…(中略)…を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう…(中略)…指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい…(以下省略)」(介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第7条第18項)。

- 16) 『新版社会福祉士養成講座9 社会福祉援助技術論 第2版』(福祉士養成講座編集委員会編、中央法規、2003年)、『新版介護福祉士養成講座 / 第2版 社会福祉援助技術』(福祉士養成講座編集委員会編、中央法規、2003年)については、筆者がそれら

の内容をみたり、「関係の変化」を機能とする「最小限モデル」としてケアマネジメントを捉えていると思われる。上記以外のケアマネジメントに関する書籍についてもそのように捉えているものがあると思われるが、筆者の能力不足のため、それらすべての書籍については確認できていない。

- 17) 表5に掲載した書籍以外にも、ケアマネジメントを、「関係の変化」を機能とする「最小限モデル」として捉えていないものはあると思われる。しかし、筆者の能力不足のため、それらのすべての書籍について確認し、掲載することはできなかった。
- 18) 厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会監修：介護支援専門員標準テキスト〔第1巻〕。長寿社会開発センター、192、1998
- 19) 介護支援専門員基本テキスト編集委員会編：介護支援専門員基本テキスト〔第1巻〕。長寿社会開発センター、518、2000
- 20) 6)に同じ、70頁
- 21) ホームヘルパー養成研修テキスト作成委員会編：- 2003年改訂版 - ホームヘルパー養成研修テキスト 級課程〔第3巻〕チームケアとチームワーク。長寿社会開発センター、5、2003
- 22) 21)に同じ、6頁
- 23) 白澤政和・橋本泰子・竹内孝仁監修：ケアマネジメント講座第1巻ケアマネジメント概論。中央法規、169、2000
- 24) 杉本敏夫・齊藤正身編：最新介護福祉全書6巻ケアマネジメント。メヂカルフレンド社、88-89、1999
- 25) 白澤政和・橋本泰子・竹内孝仁監修：座談会ケアマネジメントを取り巻く諸課題。ケアマネジメント講座第3巻海外と日本のケアマネジメント、中央法規、204-205、2000
- 26) ホームページアドレスは、「<http://www.sagaken-shakyo.or.jp/shiken.html>」である。